

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

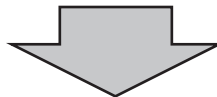
神戸オフィス tel 078-371-5120

労働者派遣法改正法が成立!(概要)

施行日:平成27年9月30日

施行日以後、一般労働者派遣事業(許可制)と特定労働者派遣事業(届出制)の区別が廃止され、すべての労働者派遣事業は許可制となりました。(ただし、経過措置あり。)今回改正では特に派遣期間の上限見直し、労働契約申込みみなし制度の施行にご注意下さい。

改 正 前	
いわゆる26業務	常用労働者との代替のおそれがないとして派遣可能期間に制限なし。
上記以外の業務 ※有期プロジェクト業務など一部を除く	派遣先の受入れ業務ごとに原則として1年(最長3年) ・個々の派遣労働者の就業期間に関係なく、当該業務の受入れ期間の上限を迎えた時点で派遣終了。 ・期間制限は事業所の「最小指揮命令単位」ごとに適用されるため、所属する単位を変更すれば同一の労働者を長期間受入れることも可能。



改 正 後	
派遣元に無期雇用され派遣される場合や60歳以上の派遣労働者の場合など	業務の種類・派遣可能期間に制限なし。
派遣元に有期雇用され派遣される場合	同一派遣労働者の派遣先事業所における同一の組織単位での就業は、3年を上限とする。受入れる有期雇用の派遣労働者の交代等により継続的な受入れが上限の3年を超える場合には、期間制限の1ヶ月前までに過半数労働組合等からの意見聴取を必要とする。1回の意見聴取で最大で3年間延長することを可能とする。

平成27年10月1日から、派遣禁止業務、偽装請負、期間制限の違反など違法派遣を受け入れた派遣先に対して、その時点で派遣先がその派遣労働者に対して労働契約の申込みをしたものとしてみなされます。(労働契約申込みみなし制度)

厚生労働省「平成27年労働者派遣法の改正について」はこちらから

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386.html>